

積算方法

1 快適トイレの設置

- (1) 標準仕様を満たすトイレを男女別で各 1 台設置することを標準とする。
ただし、女性が現場にいない場合はこの限りではない。
- (2) 「快適トイレとして活用するために備える付属品」は必ず備えることとする。備えていないトイレは快適トイレとして扱わない。
- (3) 請負対象金額（税込）が 1 千万円以上のものは、原則として快適トイレの設置対象工事とし、当初より計上する。
- (4) 現場付近に個別にトイレを設置する場合に適用する。（現場事務所内にあるトイレには適用しない）
- (5) 監督職員は、「標準仕様」及び「快適トイレとして活用するために備える付属品」について、現場に設置された時点で、内容が確認できる資料を受注者に提出を求め、確認できた場合に費用計上の対象とするものとする。
- (6) 受注者が所有するトイレでも、設計計上の対象とする。

2 快適トイレの費用計上

- (1) 対象工事においては、快適トイレの費用は共通仮設費の営繕費に当初から計上し、設置台数については、男女別で 1 基ずつ計 2 基、設置期間については、工期期間とする。
なお、設計変更時においては、実際に現場に快適トイレを設置した基数・期間として設計変更を行うこととする。
- (2) 計上方法は、以下のとおりとし、単価については労務及び資材単価表（高知県土木部）に記載のとおりとする。

快適トイレ設置費 1 基当たりの単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
快適トイレ基本料金	仕様(1)～(11)項目含む	基	1	
快適トイレ賃料	仕様(1)～(11)項目含む	月	X.X	
諸 雑 費		式	1	
計				

- ※ 設置期間（月）は設置日数÷30 日により算出（小数点 2 位以下切り捨て 1 位止め）
- (3) 受注者の希望により計上する場合は、監督職員との協議の上、設計変更の対象とする。
 - (4) 対象工事にあつて、当初より快適トイレの費用が計上されていない場合は、監督職員との協議の上、設計変更の対象とする。
 - (5) ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合は、男女別の入口になっている場合に限り、2 基分を計上可能とする。
 - (6) 現場環境改善費の対象工事の場合は、現場環境改善費（率分）の対象としてよい。
 - (7) 計上する期間は、実際に現場に快適トイレを設置した期間とし、工事日誌やリース会社からの領収書等で確認すること。
なお、計上数量は小数点 2 位以下切り捨て 1 位止めとする。

【参考単価】

名称	規格 1	規格 2	単位	単価
快適トイレ基本料金	仕様(1)～(11)項目含む		基	23900
快適トイレ賃料	仕様(1)～(11)項目含む		月	20340

※上表は令和5年3月1日～令和6年3月31日までの単価です。適宜、「労務及び資材単価表」を参照ください。